

# 総合政策委員会における 主査ヒアリングの実施について

令和 3 年 1 1 月  
総 務 省

# 総合政策委員会における主査ヒアリングの実施について

- ◆ 総合政策委員会における審議・検討に当たっては、研究開発やサービスの実装、関連市場に係る将来の動向や消費者を含む社会動態の変化といった様々な点から、グローバルな状況も踏まえつつ、まずは現状を適確に理解する必要がある。
- ◆ このため、総合政策委員会での議論に多様な意見を反映する観点から、委員会の審議と並行し、主査が主催し、総合政策委員会委員の参加を得て、以下のとおり関係者に対するヒアリングを実施する。

## 1. ヒアリング項目

- 情報通信分野の事業環境
  - 今後10年間程度を見据えた市場の動向、マクロ経済や技術開発のトレンド
    - ・ 投資インセンティブやサプライチェーンリスク、新陳代謝を支えるエコシステムを含む
- 情報通信分野における事業戦略
  - 強み／弱み(課題)や機会／(外的な)脅威を踏まえた今後10年間程度の事業戦略
    - ・ 研究開発(基礎研究、成果の普及展開に関する活動を含む)、専門的な人材の確保や育成、商品やサービスの海外展開を含む
- 政府に期待する役割や取組

## 2. ヒアリング対象者(想定)

- 電気通信事業者、通信機器ベンダー、インターネット関連事業者、クラウドサービス提供事業者、放送事業者、ベンチャー企業、関連団体、有識者 等

## 3. スケジュール等

- 11月中旬以後、随時開催(具体的な日程は別途ご案内)
- 原則として公開で実施